

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
 (433MHz帯タイヤ空気圧モニタ及びリモートキーレスエントリの導入)
 に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
 (意見募集期間：令和6年11月16日～12月16日)

提出件数 5 件 (法人・団体等 1 件、個人 2 件、匿名 2 件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	日本自動車輸入 組合 環境部	<p>国際的に主流となっているTPMS/RKEの使用周波数433.92MHzにつきましては、欧米や韓国で共通化が進められるなか、現在315MHzのみの利用が許可されている国内において、国際調和の観点から、その使用を求める声が切実になっておりました。</p> <p>このたび、貴省、アマチュア無線連盟はじめ関係者の皆様のご理解並びにご努力により、国際協調に向けた当該周波数のTPMS/RKEへの使用制度化に向け、情報通信審議会より一部答申を受けた事を歓迎いたします。引き続き制度化に向けたプロセスが年度内に進められることに加え、将来的にはボーダレスな部品の共通化が可能となるよう、更なる国際協調が図られることを期待いたします。</p>	本改正案への賛同のご意見として承ります。	無
2	匿名	<p>個人輸入業者です。本件改正に賛同します。施行後早急にTPMSの技適マーク取得を予定していますので、以下の2点の確認、回答をお願いします。</p> <p>1 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第一は改正がないことから、特性試験の項目は、周波数、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度等、空中線電力、副次的に発する電波等の限度の5項目と認識しています。送信時間制限装置は技術基準は存在するが特性試験の項目にはなっていないという理解で間違いはないでしょうか？特性試験</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>1について、送信時間制限装置は別表第1第1項(3)イに規定する「送信装置又は受信装置以外の装置」に該当し、総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行う必要があります。</p> <p>2について、特性試験の試験方法について</p>	無

		<p>項目であるということであれば、その根拠規定を明示してください。</p> <p>2 総務大臣が告示する試験法の改正案が示されていませんが、いつ意見募集を予定しているのか明確にしてください。できるだけ早く海外のTPMS製品を輸入販売するためには、この試験法の告示が必須と理解しています。</p>	<p>は、平成16年1月26日総務省告示第88号（特性試験の試験方法を定める件）に定める試験方法のほか、試験方法が定められるまでの間、登録証明機関が臨時に特性試験の試験方法と認めた試験方法で行うことが可能です。</p> <p>本案において特定無線設備に追加する無線設備の試験方法に係る告示の改定についても速やかに進めて参ります。</p>	
3	匿名	<p>改正自体には賛成しますが、無線設備規則第49条の14のタイヤ空気圧モニタリングシステムとキーレスエントリーシステムの定義が答申と少し違っています。できる限り、答申に合わせるべきではないかと思えます。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、いただいたご意見を踏まえ、無線設備規則第49条の14第5号の改正案について、以下の通り修正いたします。</p> <p>ロ 四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム（主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関する情報のデータ伝送を自動的に行うものをいう。）又はキーレスエントリーシステム（主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線局の無線設備をいう。）は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。</p>	有
4	個人	<p>433MHzはアマチュア無線の周波数で、しかも呼び出し周波数です。</p>	<p>本改正案は、タイヤ空気圧モニタリングシス</p>	無

		<p>少なからず影響は出ると思われるので、反対します。</p>	<p>テムとキーレスエントリーシステムの導入に係る技術的条件の一部答申を踏まえ、必要な制度整備をするものです。</p> <p>情報通信審議会における検討では、アマチュア無線局に対し、433MHz帯TPMS/RKEからの干渉により重大な影響が発生する可能性は低いとの結果がでており、同システムが使用する周波数（433.795MHzを超え434.045MHz以下）はアマチュア局の呼出周波数（433.0MHz）とも異なっていることから、共用は可能であると考えます。</p>	
5	個人	<p>アマチュア無線で使用されている帯域を割り当てることになるが、一次業務をアマチュア無線としてほしい。</p> <p>世界的に使用される周波数帯であることを踏まえて、アマチュア無線局からの影響を容認する形で周波数を共用するのが理想であると思います。</p> <p>433MHz帯の使用に関しては仕方がないと考えています。</p>	<p>本改正案への賛同のご意見として承ります。</p> <p>なお、本件に係る周波数割当計画の変更案は、タイヤ空気圧モニタリングシステムとキーレスエントリーシステムを導入するにあたり、同システムを二次業務として割り当てるものであり、アマチュア業務は引き続き一次業務での分配としております。そのため、二次業務であるタイヤ空気圧モニタリングシステムとキーレスエントリーシステムは、一次業務であるアマチュア局からの影響を容認して運用する必要があります。</p>	無

注 意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。

注 その他、改正案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。